

高病原性鳥インフルエンザ関係 Q&A

Q1 鳥インフルエンザとは、どのような病気ですか？

A 鳥インフルエンザの中で、高病原性鳥インフルエンザウイルスは、鶏などの家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）に対して強い毒性を示し、かかった家きんの多くが死んでしまいます。症状は、突然死、トサカ・肉垂が紫色になる（チアノーゼ）、出血、神経症状、元気喪失、下痢、食欲減退など様々です。家きんの異変に気づいたときは、かかりつけの獣医師に相談してください。また、大量死するなどの異変があった時は、すぐに福岡県北部家畜保健衛生所（電話番号 0948-42-0214）に連絡してください。

Q2 鶏肉や鶏卵を食べても大丈夫ですか？

A 鶏などの家きんの肉や卵を食べて人が鳥インフルエンザに感染したことは、世界的にも報告されていません。また、内閣府食品安全委員会において、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染する可能性はないとされています。

我が国では、鳥インフルエンザが発生した場合には、発生した養鶏場の鶏は全て殺処分されるなどの防疫措置が行われるため、鳥インフルエンザに感染した鶏の肉や卵が市場に出回ることはありません。

私たちが普段口にしている鶏卵は、殺菌、消毒等の衛生管理が実施されています。鶏肉は、食鳥処理場で生体検査が実施されており、病気の疑いのある鶏は食用にされません。鳥インフルエンザウイルスは、加熱すれば感染性がなくなります。万一、食品中にウイルスがあったとしても、食品を十分に加熱（食品全体が 70°C以上になるようにする）して食べれば感染の心配はありません。

Q3 人が鳥インフルエンザに感染することはありますか？

A 感染した家きんに触れたり、フンを吸い込んだりした場合などに、きわめてまれに鳥インフルエンザウイルスが人に感染することがあり、海外では確認例があります。

国内では、鳥インフルエンザにかかった家きんの処分や施設等の消毒などを徹底的に行っているので、通常の生活では感染した家きんと接触したり、フンを吸い込んだりするようなことはほとんどありません。

このため、国内で高病原性鳥インフルエンザが人への感染する可能性はきわめて低いと考えられており、これまで国内で人が感染した例は確認されていませんので、必要以上に恐れる必要はありません。

なお、衛生面から家きんなどに触れるときには、マスクを着用し、触れた後には手洗い

やうがいをしましょう。

Q4 飼っている鳥の感染予防は、どのようにすればよいですか？

A 国内で鳥インフルエンザが発生したからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。特に、通常室内で使用している鳥類については、感染のリスクは低いと考えられるため、冷静に対応するようお願いします。

鳥の飼育にあたっては、次のことに気を付けましょう。

- ・鳥を飼っている施設・器具の清掃と消毒を定期的に行い、清潔な環境で飼育しましょう。
- ・防鳥ネット等により、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥が飼っている鳥の近くに来ないようにしましょう。
- ・野鳥の糞で汚染されないよう、エサや飲み水の容器は、野外に放置しないようにしましょう。
- ・野鳥を呼び寄せないよう、エサの与え方に気を付けましょう。
- ・毎日、飼っている鳥の健康状況を確認し、異常があればかかりつけの獣医師に相談しましょう。
- ・鳥の体やフンに触れた後には、手洗いとうがいをしましょう。
- ・鳥小屋に出入りするときには、鳥小屋専用の履物を使用しましょう。
- ・人がウイルスを運ぶ可能性もあるため、野鳥や水鳥が集まって生息している場所にはできるだけ行かないようにしましょう。もし、行ったときは、靴の裏などを消毒しましょう。

Q5 鳥小屋の消毒はどのようにすればよいですか？

A 鳥インフルエンザウイルスは、市販の消毒薬で容易に死滅するウイルスです。一般の薬局で販売されている「逆性石鹼（10%の塩化ベンザルコニウム溶液）」などを薄めて、噴霧器などで鳥小屋全体にかけてください。

特に、鶏舎入口の消毒を念入りに行うと有効です。消毒は、天気のよい日に定期的に行いうよう心がけてください。

(希釀の方法)

希釀濃度は 200～500 倍で、200 倍ならば、水 20L に逆性石鹼（10%の塩化ベンザルコニウム溶液）100cc を加えます。

詳しくは、福岡県北部家畜保健衛生所（電話 0948-42-0214）へお問い合わせください。

Q6 鳥インフルエンザが怖いので、飼っている鳥を引き取ってくれませんか？

A 市では、鶏やペットの鳥の引き取りは行っておりません。国内で高病原性鳥インフルエンザが発生したからといって、ただちに飼育している鳥が危険になるわけではありません。特に通常室内で飼育している鳥については、感染のリスクは低いと考えられます。

また、高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染力は高くないとされています。鳥を飼育している皆様には、安易に手放そうとせず冷静な行動をお願いします。

なお、飼育している鳥を野生に放つことは、法律に違反します。生態系へ悪影響を及ぼすおそれもありますので絶対にしないでください。

Q7 飼っている鳥が死んでしまいましたが、鳥インフルエンザではないですか？

A 鳥は生き物ですから、いつかは死んでしまいます。そして、その原因も様々ですから、鳥が死んだからといって直ちに鳥インフルエンザを疑う必要はありません。

原因が分からぬまま、鳥が次々に連續して死んでしまうということがない限り、鳥インフルエンザを心配する必要はありません。

万一、鳥が連續して死んでしまった場合には、その鳥に素手で触ったり、土に埋めたりせずに、なるべく早く下記へ連絡してください。

<鳥の区分に応じた連絡先>

鳥の区分	連絡先
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょ う、ほろほろ鳥及び七面鳥）	福岡県北部家畜保健衛生所 (電話 0948-42-0214)
ペットの鳥	北九州市動物愛護センター (電話 093-581-1800) 又はかかりつけの獣医師

Q8 野鳥が死んでいますが、どうすればいいですか？

A 野鳥が死んでいても、すぐに鳥インフルエンザを心配する必要はありません。野鳥が死ぬ原因はさまざまです、エサが取れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられなかったりして死ぬこともあります。

過度に鳥インフルエンザを心配する必要はありませんが、野鳥はさまざまな細菌や寄生虫を持っていることがありますので、素手で触らないようにしてください。

<自宅や会社等の敷地内で野鳥が死んでいる場合>

野鳥の種類や死んだ羽数によって福岡県が検査を行うことがありますので、下記の福岡県

の担当機関へ連絡してください。

福岡県京築保健福祉環境事務所 環境課（電話 0930-23-9050）

※死亡野鳥の検査基準に該当していれば、検査対象となり福岡県が回収して検査します。

検査対象にならなかったときは、敷地の管理者において燃えるごみとして処分していただきます。死んだ野鳥には素手で触らないよう気を付けてください。

<道路や公園で野鳥が死んでいる場合>

市が回収・処分しますので、下記へ連絡してください。

動物死体収集受付ダイヤル(電話 0120-587-041)

※電話すると動物死体の所在する区によって番号を押すよう自動案内があり、番号を押すと当該区を担当する収集業者に転送されます。

※市が現地確認し福岡県へ通報すべきと判断したときは、市が福岡県へ通報します。

Q9 市内の養鶏場で発生した場合、どのような措置がとられますか？

A 鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、福岡県が次の防疫措置を行います。

- ・発生した養鶏場の家きんの殺処分
- ・殺処分した家きんの埋却または焼却
- ・養鶏場の消毒
- ・発生した養鶏場から半径 3 キロメートル以内の鶏、卵等の移動を禁止する「移動制限区域」の設定
- ・発生した養鶏場から半径 10 キロメートル以内の鶏、卵等の区域外への搬出が禁止される「搬出制限区域」の設定
- ・感染拡大を防止するための車両の消毒ポイントの設置

Q10 本市で鳥インフルエンザが発生した場合、市は何をするのですか？

A 福岡県からの要請を受けて、県が実施する防疫措置に協力します。

具体的には、県が行う防疫作業の支援として、

- ・市民の健康や食品に対する不安等を解消するための広報
- ・県が市内に設置する現地対策本部や発生した養鶏場への応援職員の派遣

などを行います。

Q11 鳥インフルエンザに関する相談窓口はどこですか？

A 鳥インフルエンザに関する相談は、次の窓口にご相談ください。

<鳥インフルエンザなど家畜伝染病全般に関すること>

福岡県北部家畜保健衛生所（電話 0948-42-0214）

<死亡野鳥に関すること>

福岡県京築保健福祉環境事務所 環境課（電話 0930-23-9050）

<家畜防疫体制に関すること>

北九州市農林課（電話 093-582-2078）

北九州市総合農事センター（電話 093-961-6546）

<人の健康に関すること>

北九州市保健予防課（電話 093-522-8764）

<食の安全に関すること>

北九州市東部保健衛生課（電話 093-522-8728）

北九州市西部保健衛生課（電話 093-642-1818）

<ペットの鳥に関すること>

北九州市動物愛護センター（電話 093-581-1800）又はかかりつけの獣医師

<到津の森公園に関すること>

北九州市緑政課（電話 093-582-2466）

到津の森公園（電話 093-651-1895）

<響灘ビオトープに関すること>

北九州市ネイチャーポジティブ推進課（電話 093-582-2239）

<市立学校内の健康に関すること>

北九州市教育委員会学校保健課（電話 093-582-2381）